
平成29年第2回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成29年5月1日(月)

1. 議事日程第1号

平成29年5月1日(月) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議案の上程(議案第45号から議案第54号)
- 第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
- 第 5 質疑・討論・採決(専決処分9件・契約1件)
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 特別委員会委員の選任
- 第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
- 第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
- 第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 委員会の継続審査及び調査について

1. 追加議事日程(第1号の追加)

- 第 1 議長辞職について
 - 第 2 議長選挙
 - 第 3 副議長辞職について
 - 第 4 副議長選挙
 - 第 5 議席の変更指定について
 - 第 6 追加議案の上程(議案第55号)
 - 第 7 質疑・討論・採決(議案第55号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)

- 日程第 3 議案の上程（議案第45号から議案第54号）
日程第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
日程第 5 質疑・討論・採決（専決処分9件・契約1件）
追加日程第1 議長辞職について
追加日程第2 議員選挙
追加日程第3 副議長辞職について
追加日程第4 副議長の選挙
追加日程第5 議席の変更指定について
日程第 6 常任委員会委員の選任
日程第 7 議会運営委員会委員の選任
日程第 8 特別委員会委員の選任
日程第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
日程第10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
日程第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第6 追加議案の上程（議案第55号）
追加日程第7 質疑・討論・採決（議案第55号）
日程第12 委員会の継続審査及び調査について
-

出席議員（14名）

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	秦 時 雄

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六

議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長兼 農業委員会 事 務 局 長	藤 林 民 也
農林業振興課 参 事	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子
監 査 委 員	河 野 好 美	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

上 程 議 案

- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（その1）
 玖珠町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（その2）
 玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
 玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
 平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
 平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
 平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
 平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について
- 議案第55号 玖珠町監査委員の選任について
-

午前10時00分開議（開会）

○議長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成29年第2回玖珠町議会臨時会は成立いたしました。

よって、ここに本臨時会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 時雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

4番 松本 真由美 君

11番 高田 修治 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定（議会運営委員長報告）

○議長（秦 時雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

平成29年第2回玖珠町議会臨時会の開会に当たり、去る4月25日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日5月1日の1日間としたいと思います。

本臨時会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件9件、委託契約の締結案件1件の10議案であります。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いしたいと思います。

また、玖珠町議会委員会条例第3条の規定により、常任委員などの選任がえがありますので、多少の日程の変更が生ずることがありますが、議長のほうで取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうか本臨時会の意向を御理解いただき、慎重なる御審議をいただき、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議会運営委員会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

この2年間にわたりまして、議会運営委員会に格段の御愛顧を賜りまして、議会運営委員会をスムーズに運営することができました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様方にも御協力を賜りましてまことにありがとうございました。議会運営委員会を代表してお礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本日5月1日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日5月1日の1日間と決定いたしました。

日程第3 議案の上程（議案第45号から議案第54号）

○議長（秦 時雄君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第45号から議案第54号の10議案について、一括上程したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第45号から議案第54号の議案につきましては、一括上程することに決定しました。

日程第4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明

○議 長（秦 時雄君） 日程第4、町長に諸般の報告並びに提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

春から初夏への移り変わりを感じられる爽やかな季節になりました。珍珠盆地を取り巻く山々も新緑に包まれ、桜の花やコブシの花に続いてツツジが満開を迎えようとしています。役場庁舎玄関横の町花レンゲツツジも少しではありますがオレンジやイエローの花を咲かせています。

本日ここに平成29年第2回珍珠町議会臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、年度初めのお忙しい時期にもかかわらず御参集賜り、まことにありがとうございます。

今臨時会の開会に当たり、諸般の報告と提出させていただきました諸議案の概要及び提案理由を御説明申し上げ、議員の皆様を初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

最初に、3月議会以降の諸般の報告を申し上げます。

4月28日、待望久しかった久留島武彦記念館がいよいよ開館いたしました。当日は、町議会議員の皆様を初め、多くの御来賓の御臨席を賜り、山路踊り保存会による伝統芸能山路踊りの披露の後、記念会館前の三島グラウンドにおいて開館記念式典を行い、町内小学生約1,000人とともに、参加者全員によるテープカットで開館をお祝いいたしました。その後、ステージイベントやジャンボ赤こいのぼりのくぐり抜けなどの各種イベントを行い、多くの来場者でにぎわいました。今後は、久留島武彦翁に関する資料収集・展示を初め、珍珠町が進める童話の里まちづくりにおける中核施設として、また久留島精神の発信の場として、広く町の内外を問わず、多くの皆様に愛される施設になるよう運営に努めてまいります。5月5日の日本童話祭の際には、メイン会場の一部となりますので、多くの子供たちや家族連れに訪れていただくことを心から期待しております。

次に、日本遺産認定について御報告申し上げます。

既にマスコミで報道されていましたが、珍珠町と中津市が共同で申請してまいりました「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」のストーリーが、4月28日、日本遺産として認定されました。日本遺産は、文化庁が平成27年度から進めており、地域の歴史的な魅力や特色を通じ、日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定し、そのストーリーにかかわる文化財や歴史的財産を活用し、国内外に情報発信することにより、観光振興や地域活性化を図ろうとするものでございます。

耶馬溪地域には、石柱の断崖、岩窟、巨石、滝などの自然が山水画のような風景をなし、また先人たちは雄大な自然の中に石橋、洞門や庭園などを配し、地域を道路でつなぎ、次々と景観を遊覧できる美しい山水絵巻のような現在の耶馬溪をつくり上げました。このような「やばけい遊覧」のストーリーを国内外に発信し、耶馬溪地域の魅力を広めるもので、中津市とともに、日本遺産「やばけい遊覧」を地域振興・観光振興・地元人材の活用などに生かしていきたいと考えております。

次に、くす星翔中学校の開校に向けた進捗状況について御報告申し上げます。

体育館・武道場、昇降口や渡り廊下などの解体工事がほぼ終了いたしました。現在29年度・30年度の2カ年で実施いたします校舎全体の改修工事や体育館・メディア棟などの新築工事等の発注準備を進めている状況でございます。これらの工事につきましては、6月議会定例会におきまして契約案件としてお諮りする予定で進めております。

玖珠美山高校生のための公営塾「玖珠志学塾」の運営状況でございますが、新1年生の登録も始まり、4月20日現在で112名が受講登録しております。学年別には1年生が29名、2年生が53名、3年生が30名となっております。なお、受講のカウンセリング待ちの生徒を加えますと127名となっており、29年度は新1年生を中心に受講生の数がさらに大きく伸びると予想されています。

また、この春卒業した塾生6名の進路状況でございますが、国公立大学に5名、私立大学に1名という報告を受けております。昨年12月の開設で、もちろん玖珠美山高校における不斷の努力がベースにあるとは思いますが、よい結果が出ていると考えております。また、玖珠志学塾の講師からは、新年度はさらに期待できると伺っております。大いに期待するものでございます。

これ以降は時系列により報告させていただきます。

3月21日から25日にかけて、台湾より訪日教育旅行等誘致事業視察団が来郡されました。玖珠郡に來られました。21日と22日には、玖珠美山高校と農村体験候補施設の大分県さかもと村で意見交換を行った後、三日月の滝公園施設見学やパークゴルフ体験、豊後森機関庫など、町内観光施設を巡りました。現在、教育旅行候補地として前向きな回答をいただいております、引き続き九重町と連携し誘致活動に取り組んでまいります。

3月30日、森まちなみ情報発信施設、通称カネジュウの館のグランドオープン記念式典が行われました。この施設は、昨年7月22日にプレオープンしてまいりましたが、4月1日より大谷徹子氏が代表を務める団体、森のカタツムリが指定管理者となり本格オープンいたしました。来客数も順調に推移しており、今後は地域の活性化につながるよう、ソフト面の充実をさらに図りたいと考えております。

4月9日、九州トライアル委員会主催による九州トライアル選手権シリーズ第3戦がモラロージ跡施設及び周辺用地を利用して開催され、九州各県より国際、国内各A・Bクラス、エンジョイクラス、合計79名の選手を初め、多くのサポーターと観覧者でにぎわいました。5月14日には全日本大会第3戦が予定され、数千名にも及ぶ来場者があると伺っております。これを契機に「玖珠トライアル・ヒルズ」として、広く玖珠町をPRするとともに、観光振興の起爆剤となるよう期待しております。

4月13日、岡山県の交通・運輸事業者である両備ホールディングス株式会社副社長を初めとする方々が、玖珠町ランドデザイン事業の視察に来町されました。昨年行われた伐株山コンサートの折にも、東京の鉄道会社幹部の方々が同コンサートの視察に訪れ、観光客はもとより、玖珠町にとって、運輸事業者との有効な関係づくりとPRに寄与しています。

4月16日、出張PRイベントといたしまして、玖珠町観光協会とともに、大分市中央通り歩行者天国において、ジャンボこいのぼりくぐり抜けを実施し、およそ3,000名を超える来場者がくぐり抜けを体験いたしました。当日は天候にも恵まれ、多くの家族連れでにぎわう中、県都大分市で玖珠町と日本童話祭を広くPRすることができました。

4月20日、玖珠町最大のイベントである日本童話祭の宣伝キャラバン隊が県内のテレビ局、ラジオ局、新聞社などマスコミ6社を訪問いたしました。今回はキャンペーンレディーとともに、久留島武彦ゆるキャラくるりんも参加し、日本童話祭とあわせて久留島武彦記念館のPRを行いました。

4月23日、玖珠町消防団操法大会が玖珠川河川敷にて開催されました。消防団員の正しい器具の取り扱いや消防操法の基本を十分に理解し、正しい規律の保持と迅速かつ正確にして秩序ある団結力を養い、消防士気の高揚を図るとともに、水害や火災防止の万全を期することを目的とし、小型ポンプの部24チーム、ポンプ車の部5チームによる熱戦が繰り広げられました。選手、指導員を初め消防団員の皆さん、長期にわたる訓練お疲れさまでございました。ありがとうございます。

同日、第68回日本童話祭協賛イベント、童話の里青少年スポーツ大会のトップを切って、童話の里大分県ミニラグビー春季交歓会が玖珠町総合運動公園で県内7チーム、約450名の参加で開催されました。

今後、5月3日から14日にかけて、少林寺拳法、バレーボール、サッカー、野球、柔道、剣道、卓球の各大会が開催されます。また、3日には、今年から新たな童話協賛行事として、玖珠郡将棋連盟主催、大分県わらべ将棋名人戦が県内の小中学生を対象に開催されます。

同じく童話祭に関連いたしまして、日本童話祭（久留島武彦先生顕彰）第34回全国児童生徒俳句大会について御報告申し上げます。

平成28年9月1日から12月31日まで俳句を募集したところ、全国各地からまた米国ワシントン日本語学校からも俳句を送付いただき、全体で1万786句の投句がありました。大会の選者、有馬朗人先生、牧野桂一先生の選考により、入賞26点、特選80点、入選457点を決定いたしました。

5月4日に行われる表彰式では、入賞受賞者26名のうち11名の方が出席され、遠方からは岐阜県、富山県、埼玉県からの出席者もおられます。また、町内の特選・入選受賞の児童・生徒にも参加を呼びかけています。

俳句につきましては、童話祭句会として、日本童話祭の中で俳句の投句を呼びかけております。議員各位におかれましても、投句箱を見かけましたらぜひ投句をお願いしたいと思っております。

4月28日からJR九州運行のスイーツ・トレイン或る列車が、九大本線・大分～日田間を走るようになりました。今回は9月24日までの約半年間、毎週金曜日から翌月曜日までを中心に一日1往復し、

豊後森駅での停車時間は下り・大分行きは11時20分から15分間、上り・日田行きは15時22分から4分間となっています。また、豊後森駅では、スイーツ・トレイン或る列車とクルーズトレインななつ星が同時に離合停車する時間があり、6月18日までの毎週日曜日15時22分を「或る列車とななつ星の奇跡の30秒」として、観光振興につなげていきたいと考えております。

次に、当面の日程について御報告いたします。

5月5日には先ほども少し触れましたが、「子供と夢を」をテーマに、第68回日本童話祭が開催されます。好天を期待し、多くの子供たちのはじける笑顔と朗らかな歓声を私たちも存分に楽しみたいと思います。

また、あした2日には5日の日本童話祭本番に向けて、玖珠川河川敷において、ジャンボこいのぼりの虫干しを予定しております。

5月9日、玖珠町自治委員会議をメルサンホールで開催いたします。本年は2年に一度の自治委員改選の年に当たります。退任された自治委員各位におかれましては、町政と住民のパイプ役として町政の一端を担っていただき、まことにありがとうございました。これまでの御苦勞に心より感謝申し上げます。また、新しく委嘱を受けていただく自治委員の方には、公私ともに御多忙とは存じますが、自治区の取りまとめや広報誌の配布など、町民の皆様と行政のパイプ役として、今後の町政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

5月11日、長野県小布施町より、市村良三町長と町内会長、総勢約20名がまちづくりの視察研修のため来町されます。これは、水戸岡鋭治氏の紹介で、昨年私どもが小布施町を視察訪問した御縁によるものでございます。当日は久留島武彦記念館や旧久留島氏庭園、森の町並みなどを視察する予定で、今後の玖珠町のまちづくりに有用な意見交換ができるものではないかと思っております。お互いの町がさらに発展するような有意義な交流が継続できることを願っているところでございます。

5月25日には中国銀川市から、森まちなみに対する視察団が来町されます。これは、昨年森まちなみ環境整備事業がアジア景観賞を受賞しましたが、その表彰式会場であった銀川市から同市・金融服務機構党委員会議長、同市・住宅都市農村整備局長など6名の方が視察のために来町されるもので、当日は森まちなみ環境整備事業の視察を始め、森地区の住宅の方々との交流などが予定されています。森地区の町並みが広くアジアに向かって情報発信されることを地元の皆様とともに率直に喜びたいと思います。

5月28日、第68回万年山山開きが予定されております。毎年、県内外から登山者、家族連れでにぎわっております。ミヤマキリシマ群生地の吉武台やお花畑も見ごろを迎え、議員の皆様にもぜひ御鑑賞いただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして、今臨時会に上程しております議案について、その提案理由を御説明申し上げます。

今臨時会に上程しております議案は、合計10議案でございます。

議案集は別冊となっております。

別冊の議案集 1 ページをお開きください。

議案第45号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、国の経済の成長力を底上げするため、就業時間調整を意識しないで済む仕組みを構築する観点から、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直しを行うこと等を目的とし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されることとなります。これに伴い、玖珠町税条例につきましても、同日付で改正を行う必要が生じたことにより専決処分したため、提出するものでございます。

配偶者控除の見直しの具体的内容といたしまして、配偶者控除の廃止そのものは見送られ、平成30年1月から世帯主の所得から満額控除38万円が適用される配偶者の給与収入の上限が、103万円以下から155万円以下に引き上げられることなどとなっており、平成31年度分以降の個人住民税から適用されることとなります。

また、軽自動車税の見直しの具体的内容は、燃費性能等のすぐれた軽自動車——新車に限ります——を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例によって、適用期限を2年延長し、さらに電気軽自動車や天然ガス軽自動車で決められた排気ガス規制をクリアにするものについては、税率のおおむね100分の75を軽減するというものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の1ページから30ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますのでごらんください。

議案集の11ページをお開きください。

議案第46号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、原則として平成29年4月1日から施行されることとなったため、提出するものでございます。

同政令において、国民健康保険加入の低所得者層に対する保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法が、消費者物価の伸び等を考慮して変更されました。この改正により、玖珠町国民健康保険税条例につきましても同様の改正を行う必要が生じたため、専決処分したものでございます。

見直しの具体的内容は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとするものでございます。

1、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行26万5,000円から27万円に引き上げる。

2、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現

行48万円から49万円に引き上げるというもので、軽減判定所得の合計額の上限額を引き上げるものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の31ページから33ページに、関係条例の新旧対照表を記載していますのでごらんください。

議案集の13ページをお開きください。

議案第47号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴い、適用期間の延長が行われたため、玖珠町税特別措置条例についても同様の改正を行う必要が生じたことにより専決処分したため提出するものでございます。

具体的には、過疎地域における固定資産税の課税免除の期限が、平成29年3月31日から平成31年3月31日に2年間延長されるものでございます。過疎地域とは、人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低い地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づき指定されている区域をいいます。現在、玖珠町は、過疎地域に指定されております。玖珠町過疎地域自立促進市町村計画により、各種の事業を実施しております。

また、同意集積区域における固定資産税の課税免除の期限が、平成29年3月31日から平成30年3月31日に1年間延長されたものでございます。同意集積区域とは、企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法に規定する大分県の同意基本計画において定められた区域をいいます。

さらに、産業振興施策促進区域における固定資産税の不均一課税の適用期限が、平成29年3月31日から平成31年3月31日まで2年間延長されたものでございます。産業振興施策促進区域とは、山村振興計画に記載された産業の振興のための施策を促進する区域をいいます。不均一課税とは、一般の税率と異なる適用をすることで、市町村の条例で定められるものでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集34ページから37ページに、関係条例の新旧対照表を記載していますのでごらんください。

次に、専決した予算関係の議案について、御説明申し上げます。

いずれの議案も、予算書は別冊になっております。

議案第48号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっております。別冊の補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第5号）は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,762万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ93億22万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、次世代教育環境整備基金への積立1億円、地域振興基金への積立5,000万円、歳入における財政調整基金などの繰入金の減額調整、各事業の決算見込みによる減額などが主な内容でございます。

補正予算書9ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正につきましては、労務管理システム導入事業と塚脇小学校施設整備事業の事業完了により廃止するものでございます。

補正予算書10ページをお開きください。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定などにより、限度額を変更するものでございます。

補正予算書14ページをお開きください。

歳入、2款地方譲与税から、16ページ、12款交通安全対策特別交付金までの各譲与金・交付金の増減につきましては、国の交付決定による額の確定に伴うものでございます。

補正予算書18ページをお開きください。

15款国庫支出金2,961万7,000円の減額は、児童手当給付費負担金、児童福祉費施設型給付費負担金、臨時福祉給付金補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金、社会資本整備総合交付金などの減額によるものでございます。

補正予算書21ページをお開きください。

16款県支出金4,129万8,000円の減額は、結婚新生活支援事業費補助金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、農地中間管理機構集積協力金、有害鳥獣捕獲事業補助金などの減額によるものでございます。

補正予算書26ページをお開きください。

19款繰入金4,901万7,000円の減額は、財政調整基金からの繰入金の減額や人材育成事業などの決算見込みによるものでございます。

補正予算書27ページをごらんください。

22款町債2,250万円の減額は、新設中学校建設事業などに伴う町債の減額によるものでございます。続いて、歳出でございます。

補正予算書29ページをお開きください。

歳出、2款総務費6,469万6,000円の減額は、一般管理費、財産管理費、電子計算費、企画調整費、地域づくり推進事業費、自治振興費などの減額によるものでございます。

補正予算書35ページをお開きください。

3款民生費1億2,534万1,000円の減額は、障害者福祉扶助費、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者療養給付費負担金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、児童措置扶助費、介護保険特別会計繰出金などの減額によるものでございます。

補正予算書43ページをお開きください。

6款農林水産業費2,403万8,000円の減額は、農地中間管理機構集積協力金、おおいた豊後牛品質向上対策事業補助金、有害鳥獣捕獲事業奨励金などの減額によるものでございます。

補正予算書47ページをお開きください。

8款土木費1,372万3,000円の減額は、道路新設改良費、住宅管理費などの決算見込みに伴う減額でございます。

補正予算書49ページをお開きください。

9款消防費1,005万3,000円の減額は、常備消防負担金の減額や防火水槽設置事業の事業費確定によるものでございます。

予算書50ページをお開きください。

10款教育費4,150万5,000円の減額は、小学校振興費、中学校振興費、社会教育事業費、総合運動公園管理費などの決算見込みによるものでございます。

予算書59ページをお開きください。

13款諸支出金1億5,019万9,000円の増額は、主に地域振興基金、次世代教育環境整備基金への積み立てによるものでございます。

以上が議案第48号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。なお、お手元に、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の概要をお配りしていますのでごらんください。

議案第49号から第53号までは、各特別会計の平成28年度補正予算でございます。いずれも別冊となっておりますが、各会計とも既決予算の歳入歳出決算見込みによる調整を主とする補正でございますので、それぞれの具体的内容の説明につきましては、省略させていただきます。

議案集にお戻りください。21ページをお開きください。

議案第54号は、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結についてでございます。

この議案は、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事について、同事業の実施主体である、大分市城崎町二丁目3番32号、大分県土地開発公社、理事長諏訪義治氏と委託契約を締結するため、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、1億3,224万8,160円、消費税を含む額でございます。

玖珠工業団地につきましては、平成5年に大分県、大分県土地開発公社、玖珠町の三者で、内陸工業団地造成事業に係る事業基本協定——以下、基本協定という——を締結し、開発に着手した事業でございます。

基本協定第3条において、事業にかかわる業務は大分県土地開発公社が行うことと定めております。同協定第4条第4号において、用地の造成とあわせて整備されるべき関連施設の整備についても同公社の業務の範囲とされていることから、これまで調査、設計、用地買収、事前準備工事等が進められ

てきました。町道井の尻四日市線延長1,070メートルにつきましては、玖珠工業団地への進入路として、平成24年3月に町道が認定され、平成24年度から25年度にかけて、1期区間延長464メートルの改良工事を実施いたしました。

今回、平成29年第1回玖珠町議会定例会3月議会で御承認をいただきました、平成28年度繰越事業（四日市側）に引き続く工事として、延長308メートルの改良工事を実施するため、これまでと同様基本協定を踏まえ、大分県土地開発公社と委託契約を締結するものでございます。

黄色の表紙の上程議案の参考資料集38ページから39ページに計画図を記載していますのでごらんください。また、本日、別図面をお手元に配付しておりますので、あわせて御参照してください。

以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

今臨時会に提案いたしました専決処分案件3件、予算に関する専決処分案件6件、委託契約締結案件1件の計10件でございます。

以上をもちまして、町政に係る諸般の報告と議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、ちょっと風邪ひきまして、お聞き苦しいこと多々あったかと思っております。お許してください。

以上で諸般の報告及び議案説明を終わらせていただきます。

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

議案第45号から議案第54号の10議案については、会期が本日1日間となっておりますので、委員会付託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第54号の10議案については、委員会付託を省略して、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第5 質疑・討論・採決（専決処分9件・契約1件）

○議長（秦 時雄君） 日程第5、これより議案質疑・討論・採決を行います。

議案集1ページです。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

議案集11ページです。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（その4）平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第5号）をお出してください。

2ページ、第1表歳入歳出補正予算から10ページ、第3表地方債補正まで、質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

9ページの繰越明許費について伺います。ことしの3月の議会で繰越明許を行っておりまして、今回の議会で事業を完了したということで、今回廃止ということになっているんですが、いつの段階で事業が完了したのかを伺います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） それぞれ契約を業者のほうと行っておりまして、今、手元に工事目的物引き渡しの日には書類を持っておりませんが、いずれにいたしましても、本年の3月末日までに検査並びに工事目的物の引き渡しを完了したものでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、12ページ歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入歳出について質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、14ページ、歳入、1款町税から28ページ、22款町債まで、質疑はありませんか。

13番 繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 13番 繁田です。28ページまでどこでもいいんですね。

23ページ、農林水産業費の補助金、この1,600万の減額はどのようなふうなわけでこれだけの減額をされたのか。

もう1点、25ページ、不動産売却収入、立木売却等土地の売却、こういうふうな結果になっていますけれども、その理由は何か。立木売却代金のこのマイナスの375万についての理由は何か。

2点お尋ねいたします。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課参事。

○農林業振興課参事（湯浅詩朗君） それでは、県の支出金の減額について、私のほうから御説明をさせていただきます。

主な内容といたしましては、そこに記載されております機構集積協力金、これは中間管理機構を通して農地の貸借をする分についての金額の減額、また大分県の豊後牛の品質向上対策、これはオレイン酸をもとにした牛の補助事業であります。それと有害鳥獣の捕獲事業、これは3月で国のほうから新たに金額の増額がありましたことについて事業としては実施が困難でありまして、この3項目を中心にした減額が農業補助金の減額の主な内容となっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 財産収入の減、特に御質問の立木売却の件につきまして、ただいま手元に資料がございませんので、少しお待ちください。申しわけございません。

○議長（秦 時雄君） ほかにございませんか。

5番 中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番 中尾でございます。

17ページでございますけれども、お試し暮らし住宅使用料36万、これ全額だと思うんですけども、減額しておりますけれども、今のお試し住宅の現状と今後どうなるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お試し暮らし住宅の使用料減額36万円についてでございますが、住宅の裏ののり面が崩壊しておりまして非常に危険であるということで、昨年度お貸しができませんでした。それで今現在、土どめの工事をもうすぐやるところでございます。その後は、またそういう希望者があればお貸しをするというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 5番 中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 土どめを現在しておるといってございまして、今後は早急に工事をしてお試し住宅を使用するという考えでございまして、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） そういうふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 28ページまで、ほかにございせんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次にまいります。29ページ、歳出、2款総務費から42ページ、4款衛生費2項清掃費まで、質疑ありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございます。

33ページでございますけれども、玖珠町結婚新生活支援事業費594万、これは大変大きい金額でございますけれども、減額の内容をもう少し詳しくと、当初の予算額、どのぐらい上げて594万減額されたのかをお伺いしたいと思いますし、今後どのような支援事業を積極的に進めていくのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 衛藤まちづくり推進課総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 玖珠町結婚新生活新生活支援事業につきましては、昨年度、県から4分の3の補助金が入りまして、1世帯当たり18万円を上限に家賃や敷金等々の補助ができる制度でございました。この要件が前年の所得が夫婦の合計300万円未満という制限等々の要件があった関係で、当初では35組を計画して予算を計上していましたが、実際に該当された方が2組しかございませんでした。それでこういった形になりましたが、今年度、新年度につきましては、この所得要件の緩和や上限額の18万円が24万円に拡大されたこともあり、今年度は昨年度よりも多く何とか支援できるというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかにございせんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次にまいります。

次に43ページ、6款農林水産業費から60ページ、13款諸支出金3項基金費最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（その5）平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

別冊の玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書（第2号）をお出しください。

歳入歳出一括をして質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第50号、専決処分の承認を求めることについて(その6)平成28年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

別冊の玖珠町簡易水道特別会計補正予算書(第4号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第51号、専決処分の承認を求めることについて(その7)平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

別冊の玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書(第6号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第52号、専決処分の承認を求めることについて(その8)平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

別冊の玖珠町介護保険事業特別会計補正予算書(第4号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第53号、専決処分の承認を求めることについて(その9)平成28年度玖珠町後期高齢医療事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

別冊の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書(第2号)をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第54号、玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番(中尾 拓君) 5番中尾でございます。

参考資料の中に文化財想定箇所というのがございますけれども、これは町道の造成工事には関係ないのか、どのような想定をしておるのかお伺いしたいと思います。

○議長(秦 時雄君) 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長(秋好英信君) 町道四日市井の尻線の延長線沿いに文化財が想定されております。

この文化財につきましては、平成23年に大分県が調査を実施しております。今回は24年、25年度に町道として認定されましたので、玖珠町の所管する範囲内ということで調査をするようになっております。ただし23年のときに既に調査が終わっておりますので、その周辺に文化財横穴が想定されるということで結果をいただいておりますので、現在、教育委員会のほうと協議をいたしまして、まずは試掘調査を行って、もし文化財が道路の延長線上に出たならば本格的な調査を行うということになっております。

以上でございます。

○議長(秦 時雄君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第52号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議長（秦 時雄君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

ただいまの議案第48号の質疑に関して、13番の繁田議員からの質疑でございました。まだ答弁ができていませんけれども、今、この答弁については正確に調査をして後ほどまた答弁をするということによろしいでしょうか。

○13番（繁田弘司君） はい。

○議長（秦 時雄君） 議案第48号は、ですから採決は後回しにして行います。よろしく願います。

それでは、議案第45号から議案第53号までの9議案、議案第48号を除きまして、8議案は専決処分の承認を求める案件であります。別にこの8議案については反対意見の発言はありませんでしたので、これを一括したいと思っておりますけれども、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第45号から議案第48号を除いた議案第53号までの8議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第45号から議案第53号、議案第48号を除いてこの8議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第45号から議案第48号を除いた議案第53号までの8議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 答弁が遅くなって申しわけございません。

一般会計予算書25ページ、立木代金375万5,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、新年度当初の段階で町内6ヘクタールの間伐材の販売を予定しておりましたけれども、その後、国からの間伐材促進補助金の配分がおよそ1.4ヘクタール分しかございませんでした。したがって、取り組んだ面積として1.4ヘクタール、正確には1.39ヘクタールという面積でございます。これにつきましては、大字日出生、椈ノ木の町有林、材料としましては杉、ヒノキ、これは久留島武彦記念館の材料としての伐採、販売ということでございました。

以上でございます。遅くなって大変申しわけございません。

○議長（秦 時雄君） それでは、議案第48号につきまして採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

議案第48号を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号は、建設工事委託契約の締結案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員の皆さんは常任委員会、委員会構成のために全員協議会を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方々はここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは、改めて連絡をいたします。

これより暫時休憩いたします。

（執行部退席）

午前11時11分 休憩

△

午前11時26分 再開

○副議長（中川英則君） 再開いたします。

ただいま、議長秦 時雄君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長において議長の職務を行いますので御協力をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議長秦 時雄君より、玖珠町議会議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職について日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中川英則君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題といたします。

追加日程第1 議長辞職について

○副議長（中川英則君） 追加日程第1、議長辞職について。

本案は、秦 時雄君の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により、秦

時雄君の退席を求めます。

(議長 秦 時雄君退席)

○副議長(中川英則君) 議長の退職願を事務局長に朗読させます。

山本議会事務局長。

○議会事務局長(山本五十六君) 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

平成29年5月1日

玖珠町議会議長 秦 時雄

玖珠町議会副議長 中川英則殿

○副議長(中川英則君) お諮りいたします。

秦 時雄君の議長辞職願を許可することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○副議長(中川英則君) 起立全員です。

よって、秦 時雄君の玖珠町議会議長の辞職については許可することに決定いたしました。

秦 時雄君の着席を許可します。

(14番 秦 時雄君着席)

○副議長(中川英則君) ただいま、辞職しました秦 時雄君に挨拶を求めます。

○14番(秦 時雄君) 議長退任に当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

平成27年4月改選後の初議会におきまして、全員の推挙をいただき議長に就任して以来、副議長を初め各議員の皆様の御協力、議会事務局の皆様のサポートによりまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。改めまして支えていただいた全ての皆様に感謝と御礼を申し上げます。

この2年間に振り返りますと、円滑な議会運営を担う緊張感とともに公務多忙な中で充実した毎日でありました。議員各位はもとより、町民の皆様には温かい御支援、御協力をいただき、議長としての重責を全うすることができました。心より御礼を申し上げます。

今後は一議員として、町民の皆様への御期待に応えられるよう、この貴重な経験を生かし、町民福祉の向上と玖珠町発展のために頑張る所存であります。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。

○副議長(中川英則君) ただいま、玖珠町議会議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

直ちに議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(中川英則君) 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで一旦休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中川英則君） 異議なしと認めます。

よって、これより昼食及び全員協議会を行いますので、休憩いたします。

議員控室にお集まりください。

執行部の方々にはここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

（執行部退席）

午前11時33分 休憩

△

午後1時00分 再開

○副議長（中川英則君） 再開いたします。

追加日程第2 議長選挙

○副議長（中川英則君） 追加日程第2、議長選挙。

これより議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（中川英則君） 議長選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項により、指名推選によりたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中川英則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中川英則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に河野博文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名することに決しました河野博文君を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中川英則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました河野博文君が、議長に当選されました。

ただいま、玖珠町議会議長に当選されました河野博文君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解除いたします。

（議場開鎖）

○副議長（中川英則君） ここで執行部の入場を求めます。

（執行部入場）

○副議長（中川英則君） ここで、玖珠町議会議長に当選されました河野博文君に議長席に着席いただき、議会議長の当選承諾並びに御挨拶をお願いします。

これをもちまして、新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（議長河野博文君 議長席に着席）

○議長（河野博文君） ただいま、議員の皆様方の御推挙をいただきまして、新しく議長になりました河野博文でございます。

私も皆様方のおかげで、これまで2期と2年間、10年間の議員生活を送らせてもらっております。先輩議員も当選したときには、最初のときにはかなりいたんですけれども、議会改革の中で議員の数も減って今では14名ということになっております。先輩議員は4名いらっしゃいますが、もう皆さん議長経験者ということで、自分がその次に古くなっております。私も議会について先輩方の御意見を聞きながら、また御指導いただきながら議員各位とともに話し合いを重ねて、そしていいまちづくりに邁進していきたい。

町執行部のほうとも、よく車の両輪と言われますが、町長、議長は車の両輪で町を引っ張っていくということを言われます。私も皆さん方にいつも話しておりますが、執行部に対しても是は是、非は非というような気持ちで常にこれまで来ました。賛成するところは大いに賛成し、反対しなければならないときは反対するかもしれません。しかし、町民のため、町民目線で町行政に対して一生懸命頑張っていきたいなど、そしていい玖珠町づくりに邁進していきたいと思っておりますので、皆さん方の御指導、御協力を賜わり、お願いしたいなど思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、着席して進めます。

ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。執行部の方々は、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。

(執行部退席)

午後 1 時06分 休憩

△

午後 1 時12分 再開

○議 長 (河野博文君) 再開いたします。

ただいま、副議長中川英則君から、玖珠町議会副議長の辞職願が提出されましたので、副議長辞職について日程に追加して、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (河野博文君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職についてを日程に追加して、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに本日の議題とすることに決定いたします。

追加日程第3 副議長辞職について

○副議長 (中川英則君) 追加日程第3、副議長辞職について。

本案は、中川英則君の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、中川英則君の退席を求めます。

(副議長中川英則君退席)

○議 長 (河野博文君) 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

山本議会事務局長。

○議会事務局長 (山本五十六君) 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願いいたします。

平成29年5月1日

玖珠町議会副議長 中川英則

玖珠町議会議長 河野博文殿

○議 長 (河野博文君) お諮りいたします。

中川英則君の副議長の辞職願を許可することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議 長 (河野博文君) 起立全員です。

よって、中川英則君の玖珠町議会副議長の辞職については許可することに決定いたしました。

中川英則君の着席を許可します。

(6番中川英則君着席)

○議 長（河野博文君） ただいま、玖珠町議会副議長が欠員となりました。

追加日程第4をお諮りします。

直ちに副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、これにより全員協議会を行いますので、休憩いたします。

議員控室にお集まりください。

執行部の方々には、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

（執行部退席）

午後1時16分 休憩

△

午後1時25分 再開

○議 長（河野博文君） それでは、再開いたします。

追加日程第4 副議長選挙

○議 長（河野博文君） 追加日程第4、副議長選挙。

ここで議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議 長（河野博文君） これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票によるものと決定いたしました。

これより副議長の選挙を投票で行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番松下善法君、2番大野元秀君の二人を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、1番松下善法君と2番大野元秀君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（河野博文君） 今、準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

投票用紙のほうは、皆さん、行き届きましたか。

それでは、投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

○議長（河野博文君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の松下善法君、大野元秀君、お願いいたします。事務局長は点検してください。

（投票箱点検）

○議長（河野博文君） いいですか。

（異状なし）

○議長（河野博文君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に、投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記載し投票をお願いします。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

山本議会事務局長。

○議会事務局長（山本五十六君） それでは、私のほうから順次呼び上げをいたします。

正面の記載台に鉛筆を準備しております。投票用紙に記載の上、投票箱に投票され、右回りですの
で、右回りで議席に帰っていただくようお願いをいたします。

それでは、呼び上げをいたします。

最初に、議長と立会人2名の方をお呼びします。よろしく申し上げます。

まず、河野博文議長。

続きまして、立会人、1番 松下善法議員。

立会人、2番 大野元秀議員。

3番 小幡幸範議員、4番 松本真由美議員、5番 中尾 拓議員、6番 中川英則議員、7番 廣澤俊幸議員、8番 宿利忠明議員、9番 石井龍文議員、11番 高田修治議員、12番 藤本勝美議員、13番 繁田弘司議員、14番 秦 時雄議員。

以上であります。

○議長（河野博文君） 投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

松下善法君と大野元秀君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（河野博文君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

この数は先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

でございます。

有効投票のうち

宿利忠明君 9票

石井龍文君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宿利忠明君が玖珠町議会副議長に当選されました。

ただいま、玖珠町議会副議長に当選されました宿利忠明君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解除いたします。

（議場開鎖）

○議長（河野博文君） 執行部を入れますので、しばらくお待ちください。

（執行部入場）

○議長（河野博文君） 再開いたします。

ここで、玖珠町議会副議長に当選されました宿利忠明君に御登壇いただき、副議長の当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

○副議長（宿利忠明君） ただいま皆さん方の御支持を得まして、副議長に選任されました宿利忠明でございます。

非常に緊張の余り身の引き締まる思いでございますし、副議長の役割は議長を補佐して皆さん方と円満に議会と執行部で運営ができるように、バランス的な考えを持って調整役に徹するのがいいんで

なかろうかというふうに考えておりますし、そうしたほうで皆さん方の先輩議員の意見をよく聞いて、また1期議員さんの新しい発想の中で、議会運営を議長の補佐として頑張らせていただきたい、このような気持ちでございます。どうか今後ともよろしくお願い御支援をお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（河野博文君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

△

午後4時43分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

お諮りします。

本日の会議は午後5時までとなっています。時間を延長して日程の終了するまで会議を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、日程の終了するまで時間延長することと決しました。

ただいま、新しく正副議長が選任されましたので、議席の変更指定を行いたいと思います。

お諮りします。

直ちに議席の変更指定を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議席の変更指定を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議席の変更指定について

○議長（河野博文君） 追加日程第5、議席の変更指定について。

議席指定につきましては、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更できることになっています。

お諮りします。

議長の議席については、慣例により最終議席番号の14番と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

- 1 番 中 尾 拓 議 員
- 2 番 松 本 真由美 議 員
- 3 番 大 野 元 秀 議 員
- 4 番 小 幡 幸 範 議 員
- 5 番 松 下 善 法 議 員
- 6 番 中 川 英 則 議 員
- 7 番 廣 澤 俊 幸 議 員
- 8 番 石 井 龍 文 議 員
- 9 番 宿 利 忠 明 議 員
- 10番 秦 時 雄 議 員
- 11番 高 田 修 治 議 員
- 12番 藤 本 勝 美 議 員
- 13番 繁 田 弘 司 議 員
- 14番 河 野 博 文 議 員

以上でございます。

それでは、ただいまより議席の確認と交替をお願いいたします。

(議席の交替)

○議 長 (河野博文君) それでは、再開いたします。

日程第6 常任委員会委員の選任

○議 長 (河野博文君) 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これから各常任委員会の委員を指名いたします。

まず、総務文教民生常任委員会委員に

- 3 番 大 野 元 秀 君
- 4 番 小 幡 幸 範 君
- 6 番 中 川 英 則 君
- 7 番 廣 澤 俊 幸 君
- 8 番 石 井 龍 文 君
- 10番 秦 時 雄 君
- 14番 河 野 博 文

の7名を指名いたします。

次に、産業建設まちづくり常任委員会委員について

- 1番 中尾 拓 君
- 2番 松本 真由美 君
- 5番 松下 善法 君
- 9番 宿利 忠明 君
- 11番 高田 修治 君
- 12番 藤本 勝美 君
- 13番 繁田 弘司 君

の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました方々を、各常任委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後4時47分 休憩

△

午後4時47分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務文教民生常任委員委員長に 3番 大野 元秀 君

副委員長に 4番 小幡 幸範 君

産業建設まちづくり常任委員会委員長に 1番 中尾 拓 君

副委員長に 2番 松本 真由美 君

以上の方が互選されました。

よって、各委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（河野博文君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会については、議会運営委員会規定第5条により、議長において指名することになっ

ております。

これから議会運営委員を指名いたします。

1 番 中 尾 拓 君

3 番 大 野 元 秀 君

6 番 中 川 英 則 君

9 番 宿 利 忠 明 君

10 番 秦 時 雄 君

11 番 高 田 修 治 君

以上、6名を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長並びに副委員長は、議会運営委員会規定第7条第2項により、委員会において互選することになっております。議会運営委員会委員長及び副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後4時50分 休憩

△

午後4時50分 再開

○議 長（河野博文君） 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員長に 6 番 中 川 英 則 君

副委員長に 11 番 高 田 修 治 君

が互選されました。

日程第8 特別委員会委員の選任

○議 長（河野博文君） 日程第8、特別委員会委員の選任を行います。

各特別委員会委員につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これから各特別委員会の委員を指名いたします。

まず、基地対策特別委員会委員

3 番 大 野 元 秀 君

5 番 松 下 善 法 君

6番 中川英則君

8番 石井龍文君

12番 藤本勝美君

13番 繁田弘司君

それに、議長14番 河野

の7名を指名いたします。

次に、議会改革特別委員会委員について

1番 中尾拓君

2番 松本真由美君

4番 小幡幸範君

7番 廣澤俊幸君

10番 秦時雄君

11番 高田修治君

それに、副議長9番 宿利忠明君

の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました方々を各特別委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

各特別委員会の委員長及び副委員長が互選のため暫時休憩をいたします。

午後4時52分 休憩

△

午後4時52分 再開

○議長（河野博文君） 再開いたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

基地対策特別委員会

委員長に 8番 石井龍文君

副委員長に 5番 松下善法君

議会改革特別委員会

委員長に 7番 廣澤俊幸君

副委員長に 4番 小幡幸範君

以上の方々が互選されました。

よって、各特別委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

日程第 9 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

○議長（河野博文君） 日程第 9、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務文教民生常任副委員長の 4 番 小 幡 幸 徳 君

産業建設まちづくり常任副委員長の 2 番 松 本 真由美 君

副議長の 9 番 宿 利 忠 明 君

議長の 河 野 博 文

の 4 名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました 4 名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました 4 名が玖珠九重行政事務組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第 10 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議長（河野博文君） 日程第10、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、日田玖珠広域消防組合議会議員に
副議長の 9番 宿 利 忠 明 君
議長の 14番 河 野 博 文
の2名を指名します。

ただいま議長において指名をいたしました2名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました2名が日田玖珠広域消防組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

日程第11 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（河野博文君） 日程第11、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に
総務文教民生常任副委員長の 4番 小 幡 幸 徳 君
を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました1名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました1名が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

次に、各委員会、協議会への選出議員について、議員選出表を配付しますので、しばらくお待ちください。

ただいま配付をしました委員選出表のとおり、決定いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定いたしました。

次に、議員選任されておりました監査委員から、玖珠町長に監査委員の辞職願が提出され、玖珠町長より、地方自治法第198条の規定により承認された旨の報告がありましたので、報告します。

執行部より追加議案として、玖珠町監査委員の選任についての上程の申し出がありました。

お諮りします。

追加議案の上程を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の上程を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

追加日程第6 追加議案の上程（議案第55号）

○議 長（河野博文君） 追加日程第6、玖珠町監査委員の選任について議題といたします。

ここで議案の配付をいたしますので、しばらくお待ちください。

議会事務局長に議案の朗読をさせます。

山本議会事務局長。

○議会事務局長（山本五十六君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第55号 玖珠町監査委員の選任について

以上です。

○議 長（河野博文君） 町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 議案第55号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任された玖珠町監査委員高田修治氏の退任に伴い、玖珠町大字戸畑2117番地、藤本勝美氏を玖珠町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

参考として、同氏の略歴を添付しておりますので、審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長（河野博文君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございます。委員会付託を省略して、直ちに質疑・討論・採決を日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、質疑・討論・採決を日程に追加し、追加日程7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案第55号は、玖珠町監査委員の選任同意であります。

本案は、12番藤本勝美君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、12番藤本勝美君の退席を求めます。

（12番藤本勝美君退席）

追加日程第7 質疑・討論・採決（議案第55号）

○議 長（河野博文君） 追加日程第7、質疑・討論・採決を行います。

議案第55号の質疑を受けます。

本議案に対する質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は人事案件であります。討論を省略して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し採決をいたします。

これより採決を行います。

議案第55号、玖珠町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第55号について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

12番藤本勝美君の入場、着席を許可します。

（12番藤本勝美君着席）

○議 長（河野博文君） 12番藤本勝美君を玖珠町監査委員として選任同意をいたしました。

日程第12 委員会の継続審査及び調査について

○議 長（河野博文君） 日程第12、委員会の継続審査及び調査について。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所掌事務について、閉会中においてもなお継続調査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続調査申し出書のように、閉会中に議会運営委員会が所掌事務について継続調査を行うことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会は、閉会中においても所掌事務について継続調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成29年第2回玖珠町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げましたのは、専決処分案件3件、予算に関する専決処分案件6件、委託契約締結案件1件と追加提案いたしました監査委員選任案件1件の合計11議案でございましたが、速やかな御審議を賜り、いずれの案件も御承認していただきました。まことにありがとうございます。

さて、これまで議長の職を務められておりました秦 時雄議員、同じく副議長の職を務められました中川英則議員におかれましては、この2年間、議会改革を初め、議会の活性化のため、すぐれた手腕とリーダーシップを発揮され、多くの課題解決と円滑な議会運営に御尽力され、そのことを通じまして玖珠町政の発展に多大なお力添えをいただきました。その御苦勞に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、今回新たに議長の職に就任されました河野博文議員、同じく副議長の職に就任されました宿利忠明議員に心からお祝いを申し上げます。

先ほど、常任委員会、各委員会など構成も新たに決定され、町議会の新体制が確立されました。本町の意思決定機関である玖珠町議会の機能がさらに強化されることに御期待申し上げますとともに、河野博文新議長を先頭に、議員各位におかれましても、玖珠町の発展とまちづくりに対して、これまで以上の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初夏を迎え、童話の里づくりの新たな核となる施設、久留島武彦記念館が開館して初めての日本童話祭が目前となりました。童話祭開催のきっかけとなった久留島武彦先生の活動の息吹を直接感じな

がら、その御遺徳をしのび、また幅広く世界を股にかけて、子供たちの健やかな成長を願い活動されたその足跡に改めて思いをはせながら、ことしの日本童話祭に臨みたいと思います。

議員各位におかれましても、御多忙とは存じますが、ぜひ、積極な御参加をいただきますよう重ねてお願い申し上げ、臨時会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（河野博文君） これをもちまして、平成29年第2回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変長時間にわたり御審議をいただきまことにありがとうございました。御協力感謝を申し上げます。閉会の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年5月1日

玖珠町議会新議長 河野博文

玖珠町議会旧議長 秦時雄

玖珠町議会旧副議長 中川英則

署名議員 松本真由美

署名議員 高田修治